３　緑地総合評価の見直しについて

(1) 評価項目の見直しの基本的な考え方

緑地総合評価については、平成１４年の環境保全審議会の答申において、客観的な評価のもとに緑地の保全施策の展開を図るための指針として、緑地の態様や機能といった条件を職員によって簡単に評価できるものとして構築したものである（表３-１）。

その結果、多摩丘陵の骨格を形成し、川崎を特徴づける重要な環境資源となる緑地である、多摩川崖線軸や多摩丘陵軸上の緑地９９ｈａを保全し、大きく進展させた。

今回の評価項目の見直しにあたっては、「見直しの方針」及び「見直しの視点」を踏まえ、従来保全を優先的に進めてきた多摩川崖線軸や多摩丘陵軸の緑地に加え、里山の植生、谷戸や湧水を有する緑地や、生物多様性の保全をはじめとする環境保全に貢献する緑地など、多摩川崖線軸、多摩丘陵軸以外の小流域に広がる市街地において市民の生活圏に残された身近な緑地の保全を進めるための評価項目とした（図３-１、図３-２）。

表３－１　平成１４年答申による評価項目（再掲）

大項目	中項目	小項目	配　点	
自然的条件	植生	①植生の状況	５：樹林	２：草地
		②生育の状況	２：良	０：不良
	規模	③緑地のまとまり	３：０.３ｈａ以上	１：０.３ｈａ未満
	地形	④多様性（崖線、谷戸、湧水等）があるか	２：ある	０：ない
		⑤傾斜度	１：３０度以上	０：３０度未満
	土地利用	⑥河川、農地との一体性・ネットワーク性があるか	２：ある	０：ない
	動植物種情報	⑦希少種などの存在があるか	１：ある	０：ない
社会的条件	歴史・文化	⑧歴史的文化財との一体性があるか	１：ある	０：ない
		⑨旧街道が通っているか	１：ある	０：ない
	眺望・景観	⑩鉄道駅等からの眺望	１：ある	０：ない
		⑪主要道路からの眺望	１：ある	０：ない
	レクリエーション	⑫遊歩道・散歩道が通っているか	１：通っている	０：通っていない
		⑬都市公園等と連続性があるか	１：ある	０：ない
計画条件	上位計画	⑭計画の位置付けの有無	１：ある	０：ない
	市民要望	⑮緑の保全地域申出等	１：ある	０：ない
	市民活動	⑯活動団体の有無	１：ある	０：ない
			合　計　２５点	

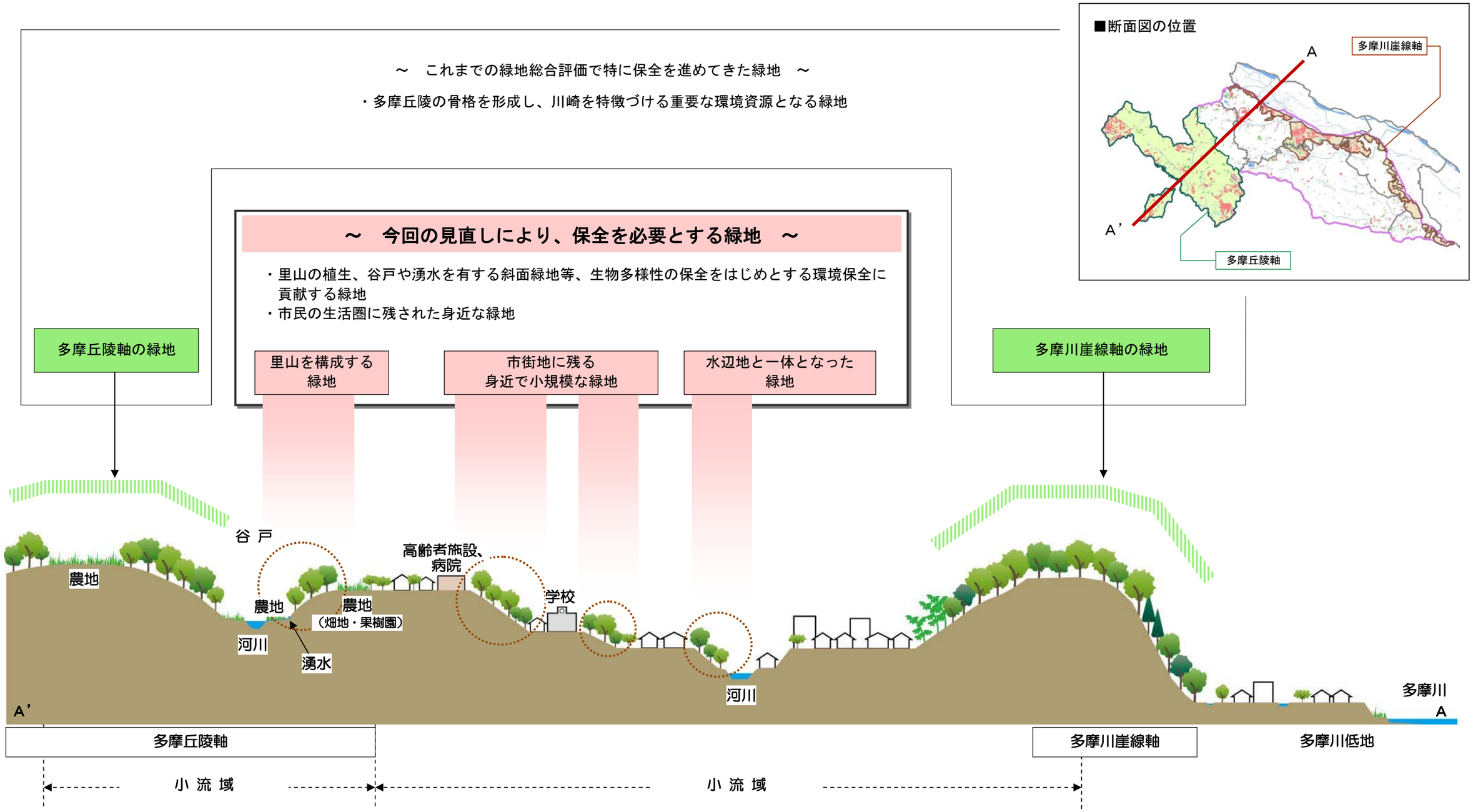

図３－１　見直しの視点に基づく保全を必要とする緑地

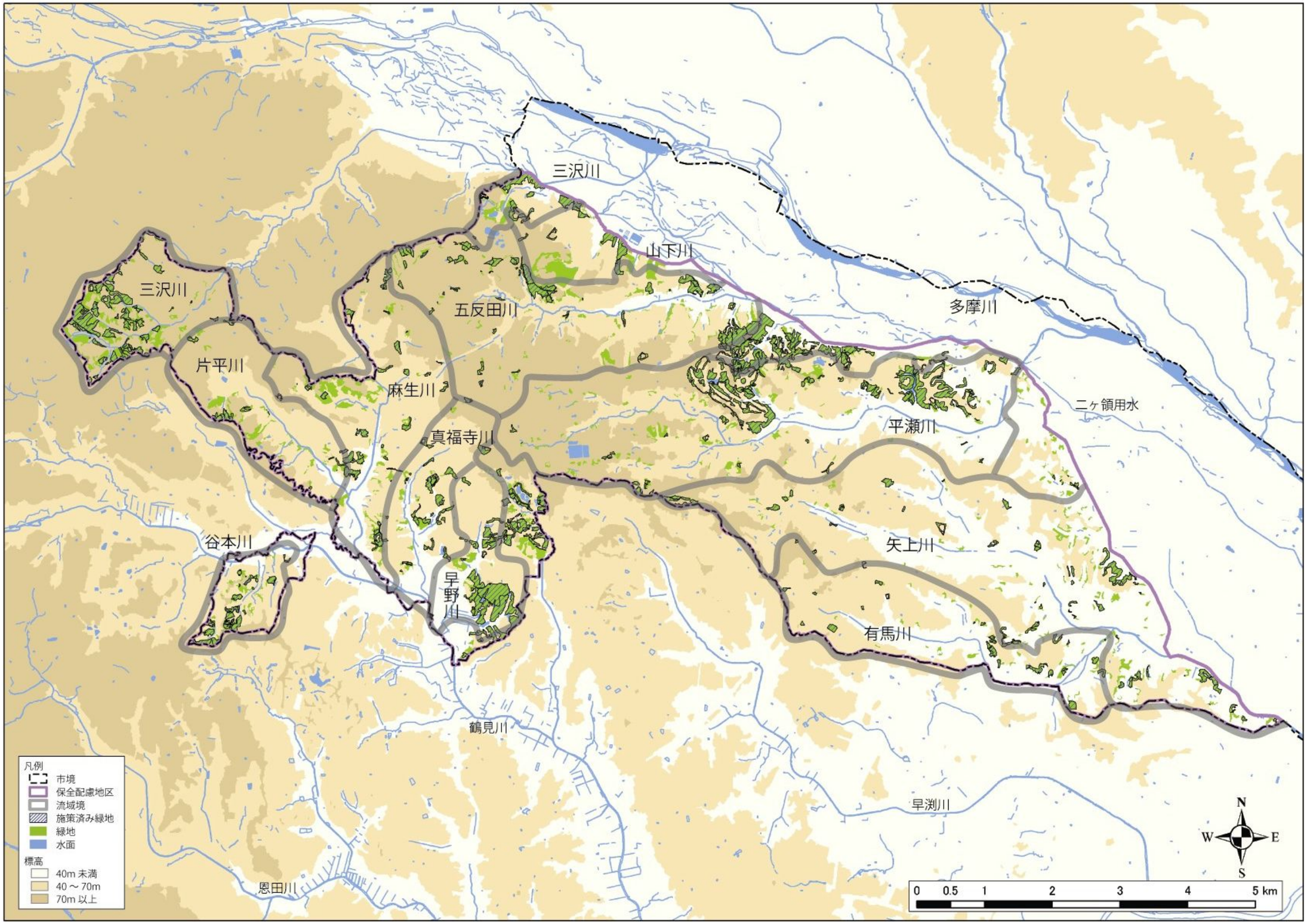

図３－２　小流域と緑地の分布

(2) 評価項目の見直し

新たな評価項目（案）（以下「新評価（案）」という。）については、次の表３-２新評価（案）とし、各項目ごとに検討した結果を以下に示す。

表３－２　新評価（案）

大項目	中項目	小項目	配　点
自然的条件	植生	①主たる植生の状況	６：主たる植生が落葉広葉樹林または常緑広葉樹林 ４：主たる植生がその他の樹林 ３：主たる植生が竹林 ２：樹林回復地（草地等）
		②生育の状況	２：良好、普通 ０：悪い、草地等
	規模	③緑地のまとまり	３：市街化調整区域０.３ｈａ以上／市街化区域０.１ｈａ以上 １：市街化調整区域０.３ｈａ未満
	地形	④多様性（崖線、谷戸、湧水等）があるか	３：谷戸・湧水 ２：崖線等 ０：ない
	ネットワーク	⑤河川、農地との一体性･ネットワーク性があるか	２：ある ０：ない
社会的条件	歴史・文化・景観	⑥歴史･文化資源との一体性及び農のある風景の保全	１：歴史的文化財と一体性がある または旧街道が通っている もしくは黒川・岡上・早野地区の「農のある風景」を形成する緑地である ０：いずれにも該当しない
	眺望	⑦鉄道駅等､主要道路からの眺望	１：鉄道駅等、主要道路のいずれかからの眺望がある ０：ない
		⑧学校・病院・高齢者施設からの眺望	２：敷地内または近接地にある １：近傍（２５０ｍ以内）にある ０：ない
	レクリエーション	⑨遊歩道･散歩道が通っているか	１：通っている ０：通っていない
		⑩都市公園等と連続性があるか	１：ある ０：ない
市民協働	市民要望	⑪緑の保全地域申出等	１：ある ０：ない
	市民活動	⑫活動の容易性	１：平均傾斜度１５度未満 ０：平均傾斜度１５度以上
		⑬アクセス性	１：接道している ０：接道していない
			合　計　２５点

１）各評価項目の検討

①自然的条件

ａ　植生

現行		見直し案		検討経緯・理由
小項目	配点	小項目	配点	
①植生の状況	５：樹林 ２：草地	①主たる植生の状況	６：主たる植生が落葉広葉樹林または常緑広葉樹林 ４：主たる植生がその他の樹林 ３：主たる植生が竹林 ２：樹林回復地（草地等）	二次林、農地、水辺地等の自然的環境が混在し、多様な生物の生息・生育地である里山の構成種を基本に、地球温暖化対策、水源涵養にも貢献する樹林地の評価区分を検討した。
②生育の状況	２：良好、普通 ０：悪い、草地等	②生育の状況	変更なし	Ｈ１４答申と同一の評価であり、現行評価基準を維持した。

補足　①主たる植生の状況

【配点の考え方】

・落葉広葉樹林・常緑広葉樹林は、本市の里山を構成する植生であり、里山環境の豊かさを指標する生物種の生息・生育環境としてのポテンシャルを有することから、川崎市においては、優先的に保全する必要があるとして、その他の樹林との差を設け、高い配点とした。

・竹林については、生物多様性、二酸化炭素吸収、水源涵養において、樹林の機能と比較すると劣るため、配点を低くした。

【評価基準の定義】

・主たる植生が落葉広葉樹林または常緑広葉樹
　　…落葉広葉樹林、常緑広葉樹林、落葉・常緑混交樹林

・主たる植生がその他の樹林
　　…針葉樹林、落葉・針葉混交樹林、常緑・針葉混交樹林、落葉・竹混交樹林

・主たる植生が竹林　　…モウソクチク・マダケ林

・樹林回復地（草地等）…伐採跡地、復元緑地（苗木植栽地）

注１）空中写真判読及び現地での相観調査をもとに、ブラウン－ブランケ（Braun-Blanquet）法を用いて被度階級を判定し、被度４または５に該当する植生を「主たる植生」とする。被度３程度で混在している場合は混交林とする。

注２）一団の緑地に複数の植生区分が存在する場合、最も優占する植生区分を評価対象とする。なお、伐採跡地と復元緑地の合計面積が５０％以上となる場合は、「樹林回復地（草地等）」として評価する。

補足　②生育の状況

【評価基準の定義】

・良好　…樹林を構成する高木・亜高木の樹勢が概ね良好で、枝葉に目に付く欠陥がない樹林

・普通　…「良好」と「悪い」の間にある樹林

・悪い　…樹林を構成する高木･亜高木の樹勢が悪かったり、枝葉に欠損が目立つ・枯れ枝が多かったりツル植物に被われ本来の樹林構成種が圧迫されている樹林

・草地等…生育状況の良い樹林の植生を良好とする視点から、主たる植生が樹林回復地（草地等）に該当する場合は０点とする

注）複数の植生区分が存在する場合は、優占する植生区分の評価を用いる。

b　規模

現行		見直し案		検討経緯・理由
小項目	配点	小項目	配点	
③緑地のまとまり	３：0.3ｈａ以上 １：0.3ｈａ未満	③緑地のまとまり	３：市街化調整区域０.３ｈａ以上／市街化区域０.１ｈａ以上 １：市街化調整区域０.３ｈａ未満	市街地内に残存する緑地は、小規模であっても生物の生息・生育環境、景観形成、市民と緑とのふれあい等の観点から重要であることから、市街地内の小流域沿いに残る貴重な緑地の評価区分を検討した。

補足　③緑地のまとまり

【配点の考え方】

・これまでは、多摩川崖線軸や多摩丘陵軸に存在するまとまりある斜面緑地を優先に保全するため加点していたが、今後は生物多様性の保全に向けて、市街地の小規模な緑地を保全することによって、生物の生息・生育環境、景観形成などに寄与するものと考えられることから、市街化区域内の０．１ｈａ以上の緑地について、加点することとした。

c　地形

現行		見直し案		検討経緯・理由
小項目	配点	小項目	配点	
④多様性（崖線、谷戸、湧水等）があるか	２：ある ０：ない	④多様性（崖線、谷戸、湧水等）があるか	３：谷戸・湧水 ２：崖線等 ０：ない	生物多様性の観点から、水辺地の評価区分を検討した。
⑤傾斜度	１：３０度以上 ０：３０度未満			Ｈ１４答申時は、保全対象を斜面緑地としていたため、傾斜度の高い緑地に評価を行ったが、市域に残された緑地を保全する上では、平地林も重要であり、市域の緑地全体を保全対象としたため、傾斜度の評価項目を削除した。

補足　④多様性（崖線、谷戸、湧水等）があるか

【配点の考え方】

・緑地に存在する谷戸、湧水は、小河川等の水辺のつながりにより、豊かな生物多様性を育む重要な拠点であることから加点することとした。

【評価基準の定義】

・谷戸　…谷地形の一部に沢や河川、農業用水路があるものとする
　　谷地形にはさまれた平坦地が宅地や造成地となっている場合は除く
・湧水　…川崎市環境局公害部環境対策課（当時）が平成１５・１６年度に行った多摩川水系と鶴見川水系の湧水地調査結果をもとに、平成２３年度の現地調査で新たに確認された記録を加えたもの
・崖線等…地形学的に河川の崖線として周知されている河岸段丘崖及び独立丘

d　ネットワーク

現行		見直し案		検討経緯・理由
小項目	配点	小項目	配点	
⑥河川、農地との一体性・ネットワーク性があるか	２：ある ０：ない	⑤河川、農地との一体性・ネットワーク性があるか	変更なし	生き物の生育・生息環境のつながりを評価する項目として、中項目の名称を「ネットワーク」に変更した。 評価内容に関しては、Ｈ１４答申と同一の評価であり、現行評価基準を維持した。

補足　⑤河川、農地との一体性・ネットワーク性があるか

【評価基準の定義】

・緑地が河川または農地と接するか、河川または農地を横断している場合をネットワーク性が「ある」とする。

e　動植物種情報

現行		見直し案		検討経緯・理由
小項目	配点	小項目	配点	
⑦希少種などの存在があるか	１：ある ０：ない			動植物種情報については、緑地ごとに希少種を短期間で適正に調査することは困難であるため、緑地保全カルテの調査項目として希少種を含む動植物の記録を蓄積し、保全管理に活用することとした。

※２）情報として整理すべき内容　①動植物の生息等に関する情報（Ｐ２３参照）

②社会的条件

a　歴史・文化・景観

現行		見直し案		検討経緯・理由
小項目	配点	小項目	配点	
⑧歴史的文化財との一体性があるか	１：ある ０：ない	⑥歴史・文化資源との一体性及び農のある風景の保全	１：歴史的文化財と一体性がある、または旧街道が通っている、もしくは黒川・岡上・早野地区の「農のある風景」を形成する緑地である ０：いずれにも該当しない	旧街道が通っている緑地は全体の約２％（７２５箇所中１４箇所）であることから、歴史的文化財との一体性の評価と統合した。 歴史や地域文化の伝承等とのつながりがあり、希少となった黒川・岡上・早野地区の「農のある風景」を継承していく必要があることから、その地域に存在する緑地の評価区分を検討した。
⑨旧街道が通っているか	１：ある ０：ない			

補足　⑥歴史・文化資源との一体性及び農のある風景の保全

【評価基準の定義】

・歴史的文化財と一体性がある
　…遺跡、神社、仏閣等の歴史的文化財と一体となっている

・旧街道が通っている
　…大山道、津久井道、中原街道、府中街道が隣接、横断している、あるいは近傍で景観的に一体となっている

・黒川・岡上・早野地区の「農のある風景」を形成する緑地である
　…川崎市緑の基本計画（平成２０年３月改定）の「麻生区の施策展開」（図４－２１）において「農ある風景の保全」と示された黒川地区、岡上地区、早野地区内に存在する緑地

ｂ　眺望

現行		見直し案		検討経緯・理由
小項目	配点	小項目	配点	
⑩鉄道駅等からの眺望	１：よく見える ０：見えない	⑦鉄道駅等、主要道路からの眺望があるか	１：鉄道駅等、主要道路のいずれかからの眺望がある ０：ない	加点される緑地がほぼ重複していたため、遠方から眺望できる緑地の評価を統合した。
⑪主要道路からの眺望	１：よく見える ０：見えない			
		⑧学校・病院・高齢者施設からの眺望	２：敷地内または近接地にある １：近傍（２５０ｍ以内）にある ０：ない	学校、病院、高齢者施設といった、地域の拠点となる施設やその近傍から眺望できる身近な緑地の評価区分を検討した。

補足　⑦鉄道駅等、主要道路からの眺望

【評価基準の定義】

・鉄道駅等からの眺望…主要７路線の駅及び車窓から緑地が見える
　（主要７路線）ＪＲ南武線、小田急電鉄小田原線、小田急電鉄多摩線、
　京王帝都電鉄相模原線、東急電鉄田園都市線、東急電鉄東横線、
　ＪＲ横須賀線

・主要道路からの眺望…国道、主要地方道（県道・市道）等から緑地が見える
　（国道等）　東名高速、国道２４６号、国道４６６号（第三京浜）
　（主要地方道《県道・市道等》）
　県道主要地方道上麻生連光寺線、県道主要地方道町田調布線、県道主要地方道横浜上麻生線、県道主要地方道世田谷町田線、県道主要地方道川崎府中線、県道主要地方道横浜生田線、県道主要地方道鶴見溝ノ口線、県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎線、県道真光寺長津田線、県道稲城読売ランド前停車場線、県道子母口綱島線、市道尻手黒川線

補足　⑧学校・病院・高齢者施設からの眺望

【配点の考え方】

・小中学生を始めとした子供たちに生き物に触れる機会を設け、生物多様性を学び、緑地に親しみを持ってもらうことで、次世代により豊かな緑をつなぐために、学校からの眺望を評価することとした。また、高齢者に安らぎとうるおいを与えるものとして、病院・高齢者施設からの眺望も同様に評価することとした。

【評価基準の定義】

・敷地内または近接地にある
　…学校（市内の公立・私立の小学校、中学校、高等学校、大学）・病院・高齢者施設（特別養護老人ホーム）の敷地内、隣接地、道路を挟んで向かいの敷地に緑地がある

・近傍にある…学校・病院・高齢者施設の敷地の中央部から半径２５０ｍ以内にある
　敷地面積の大きい学校・病院については、敷地外周部から２５０ｍ以内とする

・ない　　…上記に当てはまらない

注）近傍を２５０ｍ以内としたことは、都市公園の誘致距離のうち街区公園の誘致距離の考え方を準用した。

ｃ　レクリエーション

現行		見直し案		検討経緯・理由
小項目	配点	小項目	配点	
⑫遊歩道・散歩道が通っているか	１：通っている ０：通っていない	⑨遊歩道・散歩道が通っているか	変更なし	Ｈ１４答申と同一の評価であり、現行評価基準を維持した。
⑬都市公園等と連続性があるか	１：ある ０：ない	⑩都市公園等と連続性があるか	変更なし	

補足　⑨遊歩道・散歩道が通っているか

【評価基準】

・次の遊歩道および散歩道が通過または接道している場合に加点する。

（遊歩道・散歩道）柿生の峰をめぐる散歩道、柿生の里散歩道、多摩自然遊歩道、東生田自然遊歩道、長尾の里めぐり、たちばなの散歩道、渋川・加瀬をめぐる散歩道

補足　⑩都市公園等と連続性があるか

【評価基準の定義】

・公園（都市公園以外の公園も含む）、都市緑地、特別緑地保全地区、緑の保全地域と重なっている、隣接している、道路をはさんで隣接している場合に、連続性が「ある」とみなす。

③市民協働

ａ　上位計画

現行		見直し案		検討経緯・理由
小項目	配点	小項目	配点	
⑭計画の位置付けの有無	１：ある ０：ない			緑の基本計画の改定により、評価対象緑地がすべて上位計画に位置付けられたため、評価項目を削除した。

補足　上位計画

【現行の評価基準における「上位計画」の定義】

・現行の評価基準では、以下を上位計画としていた。

市の総合計画、広域緑地計画（県）、緑の基本計画（かわさき緑の３０プラン《平成１９年度まで》）上の位置付け、都市公園、特別緑地保全地区、緑の保全地域の指定、市街化調整区域、農業振興地域

b　市民要望

現行		見直し案		検討経緯・理由
小項目	配点	小項目	配点	
⑮緑の保全地域申出等	1：ある 0：ない	⑪緑の保全地域申出等	変更なし	Ｈ１４答申と同一の評価であり、現行評価基準を維持した。

補足　⑪緑の保全地域申出等

【評価基準の定義】

・保全地域の指定について、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第２７条に基づく市民からの申出がある場合に、緑の保全地域の申出等が「ある」とみなす。

c　市民活動

現行		見直し案		検討経緯・理由
小項目	配点	小項目	配点	
⑯活動団体の有無	1：ある 0：ない	⑫活動の容易性	1：平均傾斜度１５度未満 0：平均傾斜度１５度以上	市民協働による保全管理活動を実施しやすい緑地の評価区分を検討した。
		⑬アクセス性	1：接道している 0：接道していない	市民協働による保全管理活動を行う上でのアクセス性に関する評価区分を検討した。

補足　市民活動

【加点の考え方】

・緑地保全における市民協働は、緑とのふれあいを通じた地域コミュニティの活性化、環境教育等にも寄与するものであり、かつ、緑地の質の向上につながるものであるため、今後保全する緑地における市民活動の入りやすさを評価した。

補足　⑫活動の容易性

【配点の考え方】

・市民による保全管理活動が行われている特別緑地保全地区の平均傾斜度が平均１５．３度であったことや、他都市の事例を参考に、平均傾斜度１５度未満を活動しやすい緑地として加点対象とした。

補足　⑬アクセス性

【配点の考え方】

・市街地の住宅に囲まれた緑地などのアクセス性は、市民協働で保全管理を進めるにあたって、重要な要素であることから、接道要件を評価し加点対象とした。なお、将来的に市民活動に必要となる給水設備等も整備していく必要があると考える。

２）情報として整理すべき内容

①動植物の生息等に関する情報

動植物の生息等に関する情報は、すべての緑地における動植物の確認が困難であることから、評価項目の対象とはしないこととした。しかしながら、生物多様性の観点から重要な要素であることから、緑地保全カルテにおける記録の欄の拡充を図り、希少種を含む動植物の記録を蓄積していくこととし、保全管理に活用する。なお、動植物情報については、市民活動団体からの情報も集約し、随時更新するなどにより適切に把握するものとする。

［動植物情報］
希少種を含む動植物情報（発見日時、発見エリア）

②急傾斜地関連情報

保全した緑地をゲリラ豪雨等によって発生する土砂災害から防止するため、必要に応じて、斜面緑地の安全対策に取り組む必要がある。そこで、今回の緑地総合評価の評価項目の対象としないこととしたが、緑地保全カルテの作成において、急傾斜地等に関する次の項目を調査・記録し、関係部署と連携しながら緑地の安全対策を進めるものとする。

［急傾斜地情報］
急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域の指定の有無、安全対策の施工の有無、及び急斜面(３０度以上)の規模及び隣接家屋数

川崎市 緑地保全カルテ

作成年月日	02 年 11 月 05 日
最終更新年月日	13 年 03 月 27 日

緑地番号	6011
所 在 地	多摩区菅仙谷１

自然的条件

主な植生区分					
名称		落葉広葉樹林	竹林（モウソウチク林）	落葉広葉・竹林（落葉広葉・モウソウチク林）	
平均樹高		10 ～ 24 m	10 ～ 18 m	7 ～ 22 m	～ m
平均胸高直径		5 ～ 80 cm	(10 ～ 50) cm	8 ～ 50 cm	～ cm
生育状況		普通	普通	普通	
管理状況		悪い	悪い	悪い	
主な樹種		コナラ、クヌギ、イヌシデ、エゴノキ、クリ、ヤマザクラ、シラカシ、ヒサカキ、ケヤキ、アラカシ、アオハダ	モウソウチク、ケヤキ、シラカシ、アラカシ、スギ、コナラ、ヤマザクラ	コナラ、イヌシデ、エゴノキ、シラカシ、モウソウチク、ヒサカキ、ヤマザクラ、ケヤキ、ゴンズイ	
主な林床植物	木本	ワジュロ、シラカシ、ヤブニッケイ、アカメガシワ、サワフタギ、コバノガマズミ	ワジュロ、トウネズミモチ、アラカシ、シラカシ、クサギ、アオキ	ヒサカキ、ワジュロ、アオキ、シラカシ、ムラサキシキブ、ヤツデ、サワフタギ、ユキヤナギ	
	草本	アズマネザサ	アズマネザサ	アズマネザサ	

指標種等確認情報		傾斜度	30° 以上
規模(面積)	69,256 ㎡	河川・農地との連続性	畑地
地形の多様性	湧水1ヶ所	備 考	

社会的条件

歴史的文化財との一体性	小沢城址
旧街道	―
鉄道駅等からの眺望	JR南武線、京王相模原線
主要道路からの眺望	主要地方道川崎府中線
遊歩道・散歩道	多摩自然遊歩道
都市公園等との連続性	小沢城址特別緑地保全地区、小沢城址ふれあいの森
備 考	

計画条件

計画の位置付けの有無	特別緑地保全地区、ふれあいの森
緑の保全地域指定申出の有	あり
地域森林計画対象民有林(森林法)	5条森林（地域森林計画対象民有林）、2条のみの森林
急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害警戒区域	菅(S45.12.15/H2.3.31)、菅B(S54.3.3/S63.3.31)
活動団体の有無	あり
都市計画用途地域	第一種低層住居専用地域
土地所有の状況	□公有地 □民有地
備 考	

保全上配慮すべき事項	小沢城址特別緑地保全地区、急傾斜地崩壊危険区域、レクリエーション機能、埋蔵文化財を包含する緑、環境保全機能、景観形成機能

保全施策取り組み等の履歴

年 月 日	内 容	面 積
S59.3.31	小沢城址緑地保全地区	6.5ha
H17.5	ふれあいの森	

市民からの要望等

年 月 日	内 容
S49.8.27	5号緑の保全区域指定申出

緑地保全後の動植物情報（追加）

※この欄に希少種を含む動植物情報を蓄積

急傾斜地情報

・急傾斜地崩壊危険区域（指定年月日） ・土砂災害警戒区域（指定年月日）
・急傾斜地崩壊防止施設（施工年月日） ・急斜面（30度以上）の規模及び隣接家屋数

【現況写真】

写真NO.1

写真NO.2

写真NO.3

写真NO.4

【凡例】

- 常緑広葉樹林
- 常落広葉樹林
- 常緑広葉・針葉樹林
- 落葉広葉樹林
- 落葉広葉・アカマツ林
- 落葉広葉・針葉樹林
- 落葉広葉・モウソウチク林
- アカマツ林
- 針葉樹植林
- 竹林
- 伐採跡地
- 草地
- 復元緑地
- ふれあいの森
- 特別緑地保全地区
- 緑の保全地域
- 生産緑地
- 公園・緑地・墓苑
- 急傾斜崩壊等
- 土砂災害警戒区域
- 遊歩道・散歩道
- 河川
- 区界線
- 写真撮影地点

【現況植生図】

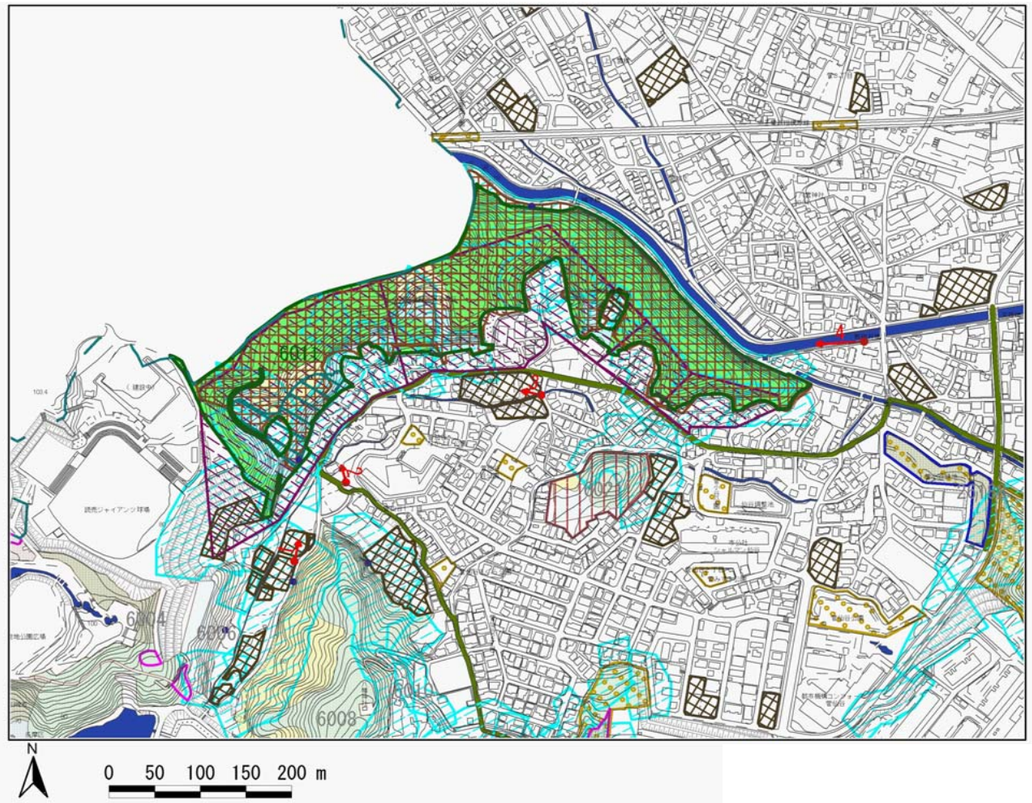

３）新たな緑地総合評価によるシミュレーション結果

①保全すべき緑地の箇所数及び面積の推移

新評価（案）に基づき、シミュレーションを行った結果、Ａランクの箇所数は、現在の緑地総合評価（以下「現評価」という。）において２０６箇所であったものが、新評価（案）では３２７箇所となり、１２１箇所増加した（表３-３）。

また、Ａランクの緑地面積については、４２０.８ｈａから４７８.９ｈａとなり、５８.１ｈａ増加した（表３-４）。今後保全施策に優先的に取り組む必要のあるＡランクの未施策緑地の面積は、現評価において１４６.２ｈａであったものが、新評価（案）では１７２.４ｈａとなり、２６.２ｈａ増加した。

箇所数

表３−３　評価ランク別の箇所数

評価ランク	現行基準 合計		見直し案 合計		増減 合計	
	施策済み	未施策	施策済み	未施策	施策済み	未施策
A	206		327		121	
	171	35	236	91	65	56
B	484		388		−96	
	221	263	160	228	−61	−35
C	35		10		−25	
	4	31	0	10	−4	−21
合計	725		725			
	396	329	396	329		

※保全しようとする緑地のうち一部でも保全施策を講じた緑地については、「施策済み」として計上している。

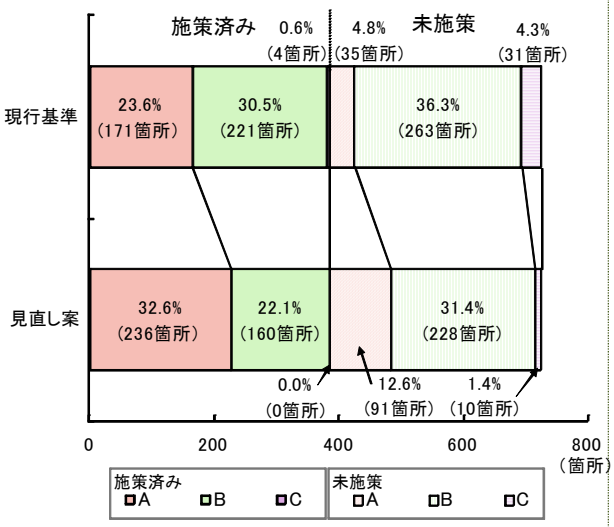

図３−３　評価ランク別の箇所数の割合

面積

表３−４　評価ランク別の面積（ｈａ）

評価ランク	現行基準 合計		見直し案 合計		増減 合計	
	施策済み	未施策	施策済み	未施策	施策済み	未施策
A	420.8		478.9		58.1	
	274.6	146.2	306.5	172.4	31.9	26.2
B	204.4		150.8		−53.6	
	96.4	108.0	64.7	86.1	−31.7	−21.9
C	5.9		1.5		−4.4	
	0.2	5.7	0	1.5	−0.2	−4.2
合計	631.2		631.2			
	371.2	260.0	371.2	260.0		

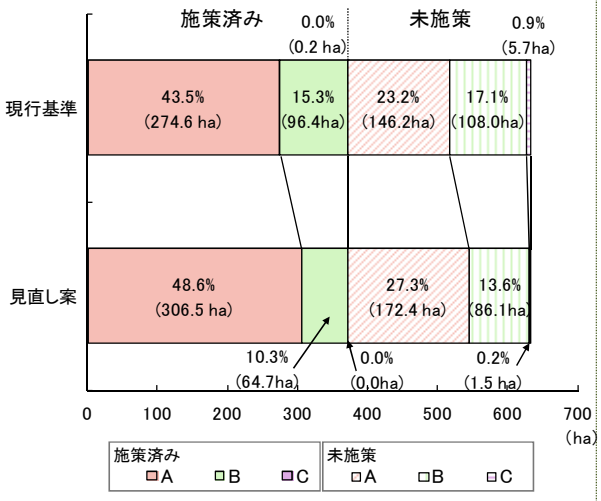

図３−４　評価ランク別の面積（ｈａ）の割合

②評価ランク別の緑地の状況

新評価（案）に基づく各ランク別の施策済み緑地面積、未施策緑地面積の内訳は表３-５の通りである。

また、評価図を図３-５、評価ランクと施策済み緑地・未施策緑地の分布状況を図３-６に示した。

表３−５　新たな評価に基づくランク別内訳

評価ランク	樹林地面積（ha）	樹林地箇所数	施策済み緑地面積（ha）						未施策緑地	
			特別緑地保全地区	緑の保全地域	緑地保全協定地	公園・緑地	その他	小計	面積（ha）	割合
A	478.9	327	92.5	15.5	50.8	143.5	4.2	306.5	172.4	36%
B	150.8	388	3.0	6.4	11.0	42.3	2.0	64.7	86.1	57%
C	1.5	10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	100%
計	631.2	725	95.5	21.9	61.8	185.8	6.2	371.2	260.0	41%

[参考]

緑地の総合的な評価に関するランク付け及び施策展開の基本的な考え方は、これまでの緑地総合評価の考え方に基づくものである（表３-６）。

表３−６　評価のランクと施策展開の基本的な考え方

ランク	評価	施策展開の基本的な考え方
Ａランク	２５点から１７点	優先的に保全を図るべき緑地
Ｂランク	１６点から１０点	保全を図るべき緑地
Ｃランク	９点から３点	保全対象の緑地

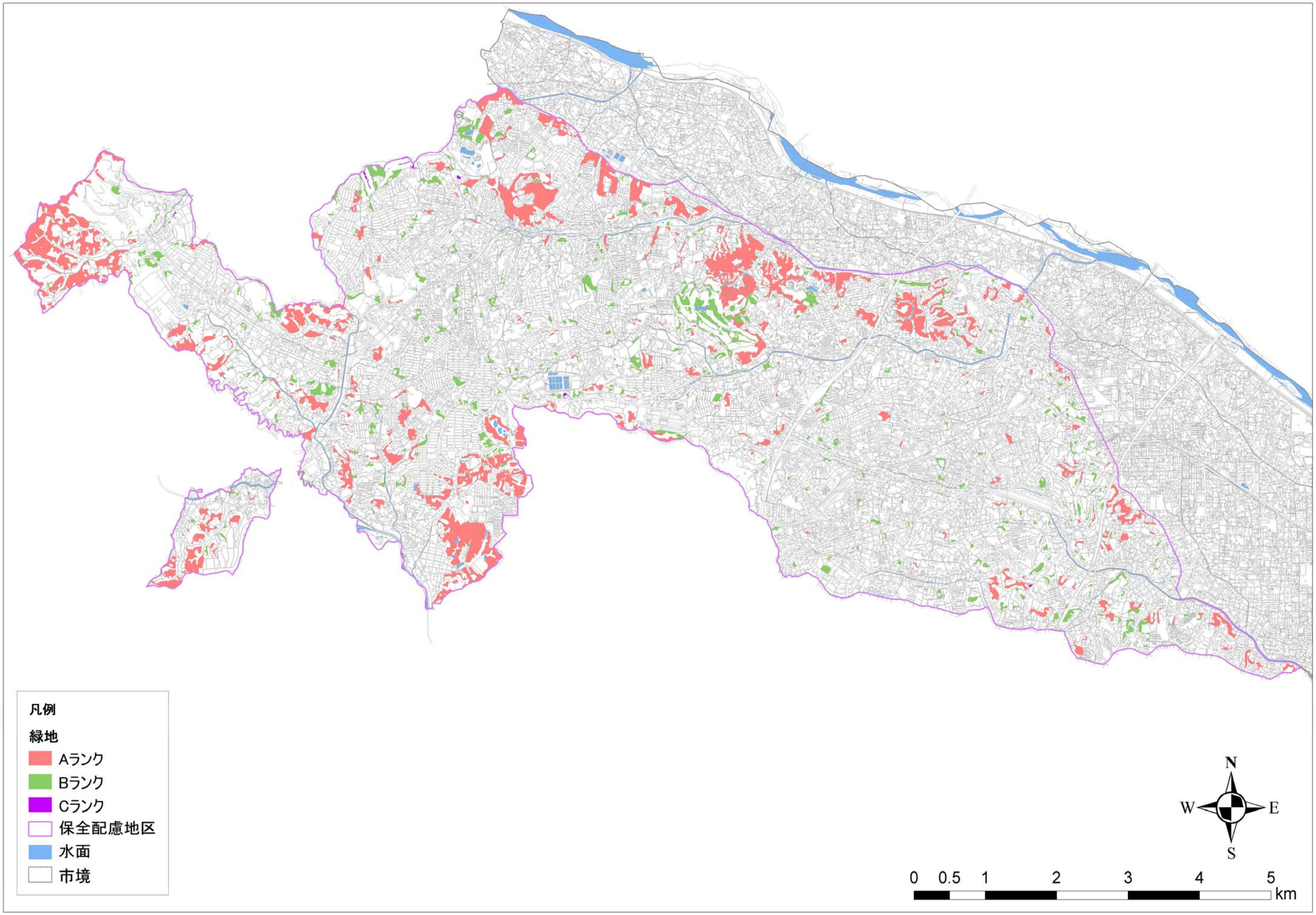

図３－５　新評価（案）に基づく評価図

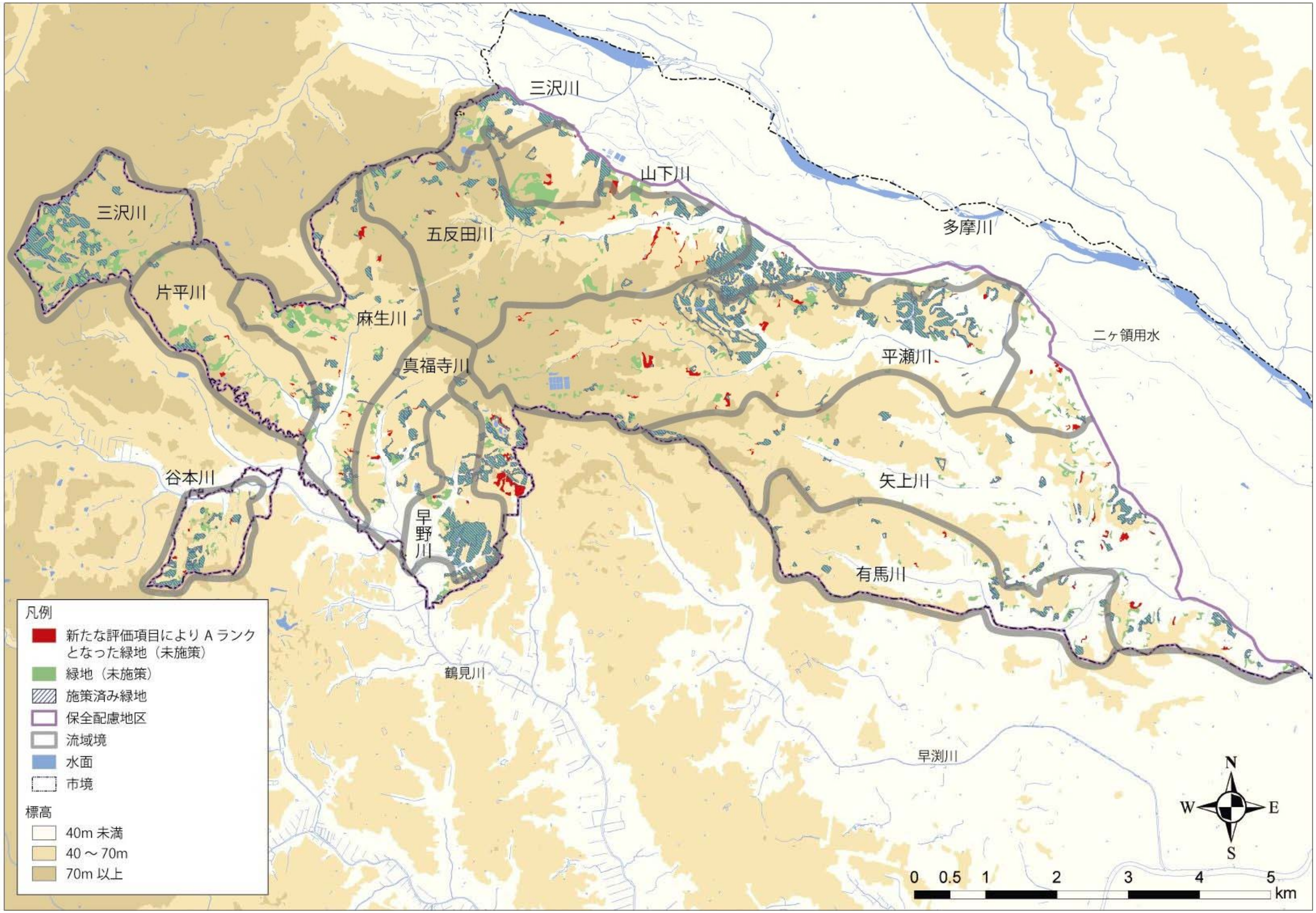

図３－６　小流域と緑地の評価ランクの変化